

平成 16 年 8 月 26 日

各 位

会社名 富士通コンポーネント株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 統造
(コード番号 6719 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 望月 晴夫
(TEL 03-5449-7000)

無担保転換社債型新株予約権付社債および優先株式の発行
のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行および平成 16 年 10 月 22 日開催予定の臨時株主総会にて優先株式発行に関する「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とした第三者割当による新株式（優先株式）の発行に関して、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

[1] 経緯および目的

当社グループは、市場環境の変化に対応すべく、国内外で抜本的な事業構造改革を推し進めてまいりました。しかしその過程において、前々年度までに計上した損失により、連結自己資本に毀損が生じており、その回復を図ることが緊急の経営課題となっております。この度、自己資本の充実および財務体質の強化を目的として、野村證券株式会社との間で、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行および買取りに関して基本合意いたしました。

また、富士通株式会社との間で、第三者割当増資による優先株式の発行および買取りに関しても基本合意いたしました。

・ 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

別紙添付資料 のとおり

・ 優先株式の発行について

平成 16 年 10 月 22 日開催予定の臨時株主総会で、授権株式数および種類株式に関する定款変更が承認された後、富士通株式会社を割当先として 30 億円の優先株式を発行する予定です。

(1) 増資日程 (予定)

平成 16 年 10 月 22 日	臨時株主総会 (発行枠 60 億円)
平成 16 年 10 月 22 日	優先株式発行取締役会決議
平成 16 年 10 月 22 日	臨時報告書提出
平成 16 年 11 月 9 日	払込期日
平成 16 年 11 月 9 日	資本金増加日

(2) 優先株式発行の概要

別紙添付資料 のとおり

また、上記 の無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使が来年 2 月末までに進まない場合には、当社は残存する無担保転換社債型新株予約権付社債の額に相当する金額の優先株を野村證券株式会社を割当先として発行する予定であります。当該優先株の条件は未定ですが、富士通株式会社を割当先として発行される優先株の条件に準じた条件とされる予定です。

(ご参考)

1. 今回の無担保転換社債型新株予約権付社債および優先株式の発行の背景

第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債および優先株式の発行総額 60 億円により、当社の財務基盤を大幅に強化するとともに、新株予約権の行使により自己資本の充実が図られます。これにより連結債務超過の解消が図られ、上場維持のための適合審査が可能になるものと確信しております。

2. 資金使途

(1) 調達資金の使途

差引手取概算額 5,950 百万円は、全額借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回の調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

平成 16 年 7 月 29 日発表の損益業績予想（連単とも）に変更はありませんが、新株予約権の行使による自己資本の充実、ならびに財務体質の強化を見込んでおります。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当については、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、配当性向および財務体質の強化等を勘案して決定することを基本方針といたします。

(2) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	35,314.78 円	140,412.97 円	7,392.84 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	- 円
実績配当性向	- %	- %	- %
1 株当たりみなし配当金	- 円	- 円	- 円
修正配当性向	- %	- %	- %
株主資本当期純利益率	14.5%	90.5%	7.4%
株主資本配当率	- %	- %	- %

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 平成 14 年 3 月期は設立初年度であるため、決算期間が平成 13 年 9 月 17 日か

ら平成 14 年 3 月 31 日となっております。

(3) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

4 . 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 潜在株式による希薄化情報等

無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、直近(本日平成 16 年 8 月 26 日)の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は 23.5%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(3) 過去 3 決算期間および直前の株価等の推移

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	199,000 円	90,100 円	35,100 円	95,000 円
高 値	199,000 円	122,000 円	147,000 円	480,000 円
安 値	83,000 円	22,300 円	35,100 円	93,600 円
終 値	94,100 円	35,100 円	96,500 円	300,000 円
株価収益率	-	-	6.8 倍	-

(注) 1 . 平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 8 月 26 日現在で表示しております。

2 . 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。

3 . 平成 14 年 3 月期は設立初年度であるため、決算期間が平成 13 年 9 月 17 日から平成 14 年 3 月 31 日となっております。

5 . 割当予定先概要

(1) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称	野村證券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)	金3,000,000,000円	
払込金額	金3,000,000,000円	
割当予定先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000百万円
	事業の内容	証券業
	大株主および持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数: 0 株 当社が保有している割当予定先の株式の数: 0 株
	取引関係等	主幹事証券
	人的関係等	なし

(注) 資本の額および出資関係は、平成 16 年 3 月 31 日現在のものです。

(2) 優先株式の割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称	富士通株式会社	
割当株式数	3,000株	
払込金額	金3,000,000,000円	
割当予定 先の内容	住所	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 黒川 博昭
	資本の額	324,624百万円
	事業の内容	通信システム、情報処理システムおよび電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供
	大株主および 持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7.94% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)7.94% 富士電機ホールディングス株式会社 3.87%
当社との 関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 普通株式 28,654.36株(67.46%) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0株
	取引関係等	当社製品の販売
	営業取引以外の取引	借入れ
	人的関係等	なし

(注) 資本の額および出資関係は、平成 16 年 3 月 31 日現在のものです。

以 上

添付資料

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 社債の名称 | 富士通コンポーネント株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2. 社債の発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係すること並びに社債の利率(普通社債の利率の格差)、償還期限、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。 |
| 5. 払込期日及び発行日 | 平成16年9月13日(月) |
| 6. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全額を野村証券株式会社に割り当てる。 |
| (2) 発行価格(募集価格) | 額面100円につき金100円 |
| (3) 申込期間 | 平成16年9月13日(月) |
| (4) 申込取扱場所 | 野村信託銀行株式会社 本店 |
| 7. 新株予約権に関する事項 | |
| (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数はこれを切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。 |
| (2) 新株予約権の総数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。 |
| (3) 行使時払込金額及び転換価額 | 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初300,000円とする。 |
| (4) 行使時の払込金額(転換価額の算定理由) | 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成16年8月26日の株式会社 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 新株の発行価額中の
資本組入れ額

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(6) 行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成16年9月14日から平成17年9月12日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること(以下「行使請求」という。)ができる。

(7) 行使の条件

当社が第8項第(6)号もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2水曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の90%に相当する金額(1,000円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が120,000円(以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が390,000円(以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を発行または処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されもしくは転換できる証券

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

または当社普通株式の交付を請求できる権利（新株予約権を含む。）を付与された証券（新株予約権付社債を含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

なお、本号における「時価」とは、調整後の転換価額を適用する日（ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値をいう。

(10) 消却事由及び消却条件

消却事由は定めない。

(11) 行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の配当金については、行使請求がなされた日の属する営業年度の初めの日に転換があったものとみなして、これを支払う。ただし、商法第293条ノ5第1項に基づき、9月30日を同項に規定する一定の日とする中間配当制度をもうけるための定款変更をした場合は、行使請求により交付された当社の普通株式の配当金については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 行使請求受付場所

名義書換代理人 U F J 信託銀行株式会社 証券代行部

(13) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする。

8. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

金30億円

(2) 各社債券の金額

金1億円の1種

(3) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還期限

平成17年9月13日（火）

(5) 償還価額

額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は本項第(6)号 または に定める価額による。

(6) 償還の方法

本社債は、平成17年9月13日にその総額を償還する。

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、毎月第1水曜日（ただし、第1水

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

曜日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、当該月の第3水曜日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100.50円で、繰上償還することができる。

本号に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債を買入消却する場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(7) 社債券の様式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(8) 担保の有無

本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(9) 財務上の特約

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする旨の請求があったものとみなし、かつ当該請求に基づく払込があったものとする旨、取締役会で決議されたものをいう。

(10) 取得格付

取得していない。

(11) 社債管理会社

本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。

(12) 償還金支払事務取扱者
(償還金支払場所)

野村信託銀行株式会社 本店

(13) 登録機関

野村信託銀行株式会社

9. 上場申請の有無

無し

10. 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

添付資料

新株式（優先株式）発行に関するお知らせ

- | | | |
|------|--------------------|--|
| (1) | 株式の種類 | 富士通コンポーネント株式会社第1回第1種優先株式
(以下「本優先株式」という。) |
| (2) | 発行新株式数 | 3,000株 |
| (3) | 発行価額 | 1株につき 1,000,000円 |
| (4) | 発行価額中資本に
組入れない額 | 1株につき 500,000円 |
| (5) | 発行価額の総額 | 3,000,000,000円 |
| (6) | 資本組入額の総額 | 1,500,000,000円 |
| (7) | 発行方法 | 第三者割当の方法により、本優先株式の全株式を富士通株式会社に割り
当てる。 |
| (8) | 申込期間 | 平成16年11月8日(月曜日) |
| (9) | 払込期日 | 平成16年11月9日(火曜日) |
| (10) | 発行日 | 平成16年11月9日(火曜日) |
| (11) | 配当起算日 | 平成16年 4月1日(木曜日) |
| (12) | 優先配当金 | (イ) 利益配当を行う場合の優先配当金
当社は、利益配当を行うときは、本優先株式を有する株主(以下「本
優先株主」という。)または本優先株式の登録質権者(以下「本優先登
録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」と
いう。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)
に先立ち、本優先株式1株につき下記(ロ)に定める額の利益配当金(以
下「本優先配当金」という。)を支払う。

(ロ) 利益配当を行う場合の優先配当金の額
本優先株式の発行価額(1,000,000円)に、それぞれの営業年度ごとに
下記の年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。
優先配当年率は3月31日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の
日本円 TIBOR(1年物)に発行に際して取締役会で定める率を加算
した年率とする。
優先配当年率は、%位未満少数第4位まで算出し、その少数第4位を
四捨五入する。

(ハ) 非累積条項
ある営業年度において、本優先株主または本優先登録質権者に対し
て支払う利益配当金の額が本優先配当金の額に達しないときは、その
不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ニ) 参加条項
普通株主または普通登録質権者に対して支払う利益配当金の額を20
倍した金額が、本優先配当金を超える場合は、本優先株主及び本優
先登録質権者に対して、その超える金額を本優先配当金に加算して支
払う。 |
| (13) | 残余財産の分配 | 当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録質権
者に対して、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立
ち、1株につき1,000,000円(ただし、本優先株式について株式分割、併合
その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締
役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。本優先株主または本
優先登録質権者に対して前記のほか、残余財産の分配は行わない。 |
| (14) | 買受けまたは消却 | 当社は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配 |

本報道発表文は、当社の優先株式発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- 当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。
- (15) 強 制 償 還 当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式の発行日以降いつでも、本優先株主に対して償還日から 30 日以上 45 日以内の事前通知を行った上で、残存する本優先株式の全部または一部を、1 株につき 1,010,000 円(ただし、本優先株式について株式の併合または分割その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、かかる事項が行われる直前の本優先株式の経済的価値を維持できる範囲で適切に調整された額とする。)で強制償還することができる。一部償還するときは、抽選その他の方法により行う。
- (16) 議 決 権 本優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。
- (17) 株式の併合または分割、新株引受権等 当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。当社は、本優先株主に対しては、本優先株主の地位に基づいて新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- (18) 普通株式への転換予約権 本優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で普通株式への転換を請求することができる。
- (19) 普通株式への一斉転換 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ 3 取引日(一斉転換日を含み、終値(気配表示を含む。)のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(1,000 円未満を切り捨てる。以下「強制転換価額」という。)を基として発行に際して取締役会で定める算出値で除して得られる数の普通株式となる。ただし、強制転換価額が当初転換価額の 40%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、各本優先株主の有する本優先株式の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって 1 株の 100 分の 1 に満たない端数が生じたときは、商法第 220 条に定める方法によりこれを取扱う。
- (20) 期中転換または一斉転換があった場合の取扱い 本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金については、4 月 1 日に転換があったものとみなして支払うものとする。

以 上